

# 財政的援助団体等監査の結果 に基づく措置事項

令和2年度

佐賀県監査委員



令和3年2月9日付けで公表した財政的援助団体等監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により佐賀県知事及び佐賀県教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年4月19日

佐賀県監査委員	久本	智博
同	荒木	敏也
同	角	貞樹
同	土井	敏行



# 目 次

1	重要な指摘事項に係る措置事項	1
1 - 1	補助金等交付団体関係	
	【団体に対するもの】	
	学校法人東与賀幼稚園（こども未来課）	1
	JAさが杵藤エリア果樹産地協議会（園芸課）	2
	【所管課に対するもの】	
	こども未来課（学校法人東与賀幼稚園）	3
	園芸課（JAさが杵藤エリア果樹産地協議会）	4
	循環型社会推進課（株式会社イワフチ）	4
1 - 2	公の施設の指定管理者関係	
	【団体に対するもの】	
	株式会社VILLAGE INC（有明海再生・自然環境課）	6
	[佐賀県波戸岬海浜公園]	
	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団（まなび課）	6
	[佐賀県黒髪少年自然の家]	
	【所管課に対するもの】	
	有明海再生・自然環境課（株式会社VILLAGE INC）	8
	[佐賀県波戸岬海浜公園]	
	まなび課（公益財団法人佐賀県教育文化振興財団）	8
	[佐賀県黒髪少年自然の家]	
2	その他指摘事項・検討事項に係る措置事項	9
2 - 1	各団体に対するもの	
	【補助金等交付団体】	
	西川登地区社会福祉協議会（さが創生推進課）	9
	唐津曳山取締会（文化課）	9
	一般財団法人佐賀県老人クラブ連合会（長寿社会課）	10
	社会福祉法人守屋福祉会（長寿社会課）	10
	一般社団法人鹿島藤津地区医師会（医務課）	11
	学校法人東与賀幼稚園（こども未来課）	11
	佐賀県商工会連合会（産業政策課）	12
	職業訓練法人唐津高等職業訓練運営会（産業人材課）	12
	伊万里有田地区有害鳥獣対策協議会（生産者支援課）	12
	JAさが杵藤エリア果樹産地協議会（園芸課）	13
	佐城果樹産地構造改革協議会（園芸課）	13

佐賀市土地改良区（農地整備課）	14
まつら森林組合（林業課）	14
佐賀県高等学校体育連盟（保健体育課）	15
学校法人前田文化学園（法務私学課）	15
社会福祉法人聖母の騎士会（長寿社会課）	15
有限会社ガハハハウス（障害福祉課）	16
株式会社愛まんてん（障害福祉課）	16
特定非営利活動法人空家・空地活用サポートSAGA（県民協働課）	17
さが維新まつり実行委員会（文化課）	17
アート県庁プロジェクト実行委員会（観光課）	18
第43回全国高等学校総合文化祭佐賀県実行委員会（学校教育課）	18
佐賀県ラグビーフットボール協会 （SAGAスポーツピラミッド推進グループ）	19

【公の施設の指定管理者】

公益財団法人佐賀県教育文化振興財団（まなび課） [佐賀県黒髪少年自然の家]	20
小城市（港湾課） [住ノ江港緑地]	20

2 - 2 各所管課・関係課に対するもの

【補助金等交付団体関係】

法務私学課（学校法人佐賀龍谷学園）	21
法務私学課（学校法人前田文化学園）	21
さが創生推進課（西川登地区社会福祉協議会）	22
SAGAスポーツピラミッド推進グループ （佐賀県ラグビーフットボール協会）	22
観光課（アート県庁プロジェクト実行委員会）	23
長寿社会課（一般財団法人佐賀県老人クラブ連合会）	23
長寿社会課（社会福祉法人守屋福社会）	24
障害福祉課（有限会社ガハハハウス、株式会社愛まんてん）	24
こども未来課（学校法人東与賀幼稚園）	25
こども家庭課（社会福祉法人佐賀清光園）	26
産業政策課（佐賀県商工会連合会）	26
産業人材課（職業訓練法人唐津高等職業訓練運営会）	27
流通・貿易課（アリタポーセリンラボ株式会社）	27
生産者支援課（伊万里有田地区有害鳥獣対策協議会）	27
林業課（まつら森林組合）	28
水産課（佐賀県漁業就業者支援協議会）	28

【公の施設の指定管理者関係】

まなび課（公益財団法人佐賀県教育文化振興財団） .....	29
[佐賀県黒髪少年自然の家]	
港湾課（小城市） .....	29
[住ノ江港緑地]	



1 重要な指摘事項に係る措置事項

1 - 1 補助金等交付団体関係

【団体に対するもの】

監 査 対 象 団 体	学校法人東与賀幼稚園																		
所 管 課	こども未来課																		
監 査 執 行 年 月 日	令和2年8月18日																		
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>特別支援教育に従事した職員が預かり保育推進事業に従事していた場合は、当該職員の給与から預かり保育に係る給与を控除した額に、預かり保育以外の時間において特別支援教育に従事した割合を乗じて補助対象経費を算定すべきところ、預かり保育に係る給与を控除することなく特別支援教育に従事した割合を乗じて算定していた。</p> <p>その結果、補助金を過大に受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 599,000 円</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>( 正 )</td> <td>( 誤 )</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>4,105,068 円</td> <td>4,734,063 円</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>4,105,000 円</td> <td>4,704,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>( 差 額 )</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>628,995 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>599,000 円</td> <td></td> </tr> </table>		( 正 )	( 誤 )	補助対象経費	4,105,068 円	4,734,063 円	補助金額	4,105,000 円	4,704,000 円		( 差 額 )			628,995 円			599,000 円		<p>( 措置の内容 )</p> <p>補助対象経費の過大分について内容を修正した実績報告書を令和3年3月15日付けで再提出した。</p> <p>過大に受領した補助金については、令和3年4月5日までに返還する予定である。</p> <p>今後、補助事業に係る対象経費の算定にあたっては、預かり保育に係る給与を控除して適切に算定する。</p>
	( 正 )	( 誤 )																	
補助対象経費	4,105,068 円	4,734,063 円																	
補助金額	4,105,000 円	4,704,000 円																	
	( 差 額 )																		
	628,995 円																		
	599,000 円																		

監 査 対 象 団 体	JA さが杵藤エリア果樹産地協議会
所 管 課	園芸課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年6月2日
<p>( 監 査 の 結 果 )</p> <p>【佐賀県産地パワーアップ事業費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 補助事業の実施が不適正で過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>本補助事業は、間接補助事業者であるJA さがみどり地区みかん部会（以下「みかん部会」という。）が行う生産資材の導入に要する経費に対して、協議会が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、県は補助金を交付することとしている。</p> <p>しかしながら、みかん部会は生産資材を導入しておらず、その構成員である農家が直接導入した生産資材に対して、協議会は農家に直接補助していた。</p> <p>間接補助事業者が補助対象経費を支出していないことから、県の補助金交付の要件を満たしていないにもかかわらず、協議会は県から補助金を受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 10,027,000 円</p>	<p>( 措 置 の 内 容 )</p> <p>要綱・要領等に基づく適正事務処理を行うよう、取組主体への指導を行うとともに、担当職員の教育研修の強化ならびに上席者の検証強化による内部統制の向上を図り、以下を重点事項として、再発防止に取り組む。</p> <p>令和3年4月から、協議会の事務局であるJA さがみどり地区に専任の補助事業担当者を設置し、本所の管轄部署と連携を図りながら実務に取り組む。</p> <p>本所の管轄部署において、県の指導を仰ぎながら、補助事業の実務担当者研修会を令和3年5月に開催する。</p> <p>補助事業の実施にあたっては、要綱・要領を十分に確認し、手続きに間違いが発生しないよう、適正な検証を行う。</p>

【所管課に対するもの】

所 管 課	こども未来課												
監 査 対 象 団 体	学校法人東与賀幼稚園												
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付しているものがあつた。</p> <p>特別支援教育に従事した職員が預かり保育推進事業に従事していた場合は、当該職員の給与から預かり保育に係る給与を控除した額に、預かり保育以外の時間において特別支援教育に従事した割合を乗じて補助対象経費を算定すべきところ、預かり保育に係る給与を控除することなく特別支援教育に従事した割合を乗じて算定していた。</p> <p>その結果、補助金を過大に交付していた。</p> <p>過大補助金交付額 599,000 円</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 20px;">( 正 )</td> <td>( 誤 )</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費 4,105,068 円</td> <td>4,734,063 円</td> </tr> <tr> <td>補助金額 4,105,000 円</td> <td>4,704,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">( 差額 )</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 40px;">628,995 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 40px;">599,000 円</td> </tr> </table>	( 正 )	( 誤 )	補助対象経費 4,105,068 円	4,734,063 円	補助金額 4,105,000 円	4,704,000 円	( 差額 )		628,995 円		599,000 円		<p>( 措置の内容 )</p> <p>補助金交付要綱の様式を改正し、過大交付が生じないよう対応を行った。</p> <p>過大に交付した補助金 599,000 円については、4月5日までに返還を求めている。</p>
( 正 )	( 誤 )												
補助対象経費 4,105,068 円	4,734,063 円												
補助金額 4,105,000 円	4,704,000 円												
( 差額 )													
628,995 円													
599,000 円													

所 管 課	園芸課
監 査 対 象 団 体	JA さが杵藤エリア果樹産地協議会
<p>( 監査の結果 )</p> <p><b>【佐賀県産地パワーアップ事業費補助金関係】</b></p> <p>( 1 ) 実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付しているものがあつた。</p> <p>本補助事業は、間接補助事業者である JA さがみどり地区みかん部会 ( 以下「みかん部会」という。 ) が行う生産資材の導入に要する経費に対して、協議会が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、県は補助金を交付することとしている。</p> <p>しかしながら、みかん部会は生産資材を導入しておらず、その構成員である農家が直接導入した生産資材に対して、協議会は農家に直接補助していた。</p> <p>間接補助事業者が補助対象経費を支出していないことから、県の補助金交付の要件を満たしていないにもかかわらず、県は協議会に補助金を交付していた。</p> <p>補助金制度の根幹にかかわる問題であり、補助事業に係る会計書類の確認を厳正に行うとともに、関係団体の指導を徹底されたい。</p> <p>過大補助金交付額 10,027,000 円</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>団体に対して、事務の適正化に対する指導を行った。今後は、実績確認時に間接補助事業者への支払いなど会計書類の確認を厳正に行うことにより、再発防止に努める。</p> <p>なお、今後の対応について、基金管理団体に指示を求めたところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間接補助事業 ( 生産資材の導入 ) が実施されているとともに、当該事業が間接補助事業者等によって確認されていること</li> <li>・ 補助金が間接補助事業者であるみかん部会の構成員農家に支払われ、補助金が目的どおり支出されていること</li> <li>・ 再発防止の指導を行うとされていること</li> </ul> <p>から、補助金の返還を求めるまでの必要はないとの回答があつたため、団体に対して補助金の返還は求めないこととしている。</p>

所 管 課	循環型社会推進課
監 査 対 象 団 体	株式会社イワフチ
<p>( 監査の結果 )</p> <p><b>【平成 30 年度佐賀県リサイクル産業育成支援事業費補助金関係】</b></p> <p>( 1 ) 補助金事務に関し、適正でないものがあつた。</p> <p>本補助事業は、産業廃棄物の排出抑制等を目的とする産業廃棄物税を財源とし、産業廃棄物のリサイクルの促進に寄与する産業の育成を図るため実施されて</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>申請内容について適正な審査を徹底する。</p> <p>循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制等を目的とする補助であり、産業廃棄物と産業廃棄物以外のものを混合してリサイクルが行われる場合の補助基準を新</p>

<p>いる。</p> <p>今回、産業廃棄物のリサイクルを行う圧縮機を導入する際の経費に対し補助を行っているが、補助事業者が処理している一般廃棄物と産業廃棄物のうち産業廃棄物が占める割合は、圧縮機を導入する前の平成 29 年度で 1.1%、導入後の令和元年度は 1.8%に過ぎない。</p> <p>補助金交付申請書に添付されている事業計画書によると、当該圧縮機の廃棄物処理能力は年間約 75,000 トンであるのに産業廃棄物の処理量は現行で年間 77 トン、計画で年間 150 トンとされている。</p> <p>事業計画書の内容から、当該圧縮機がほとんど産業廃棄物以外の処理に使われ、産業廃棄物税や補助事業の目的である排出抑制、リサイクル促進の効果が低いことは容易に確認できたにも関わらず、確認を行わず補助金交付を決定していた。</p>	<p>たに定め、適正化及び循環型社会の形成を図っていく。</p>
--	----------------------------------

1 - 2 公の施設の指定管理者関係

【団体に対するもの】

監 査 対 象 団 体	株式会社 VILLAGE INC
所 管 課	有明海再生・自然環境課
監 査 執 行 年 月 日	令和 2 年 10 月 19 日
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県波戸岬海浜公園関係】</p> <p>( 1 ) 管理委託料を過大に受給しているものがあった。</p> <p>管理運営に関する年度事業計画書において、指定管理者が管理運営業務として損害賠償保険に加入するとしていたが、保険に加入していなかった。</p> <p>管理運営業務の一部を履行していなかったにもかかわらず、その不履行部分に相当する金額を含めて委託料を全額受給していた。</p> <p>(平成 31 年度佐賀県波戸岬海浜公園事業計画書)</p> <p>管理運営に関する収支計画</p> <p>・ 損害保険料 265 千円</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>過大受領となっていた委託料 265 千円を令和 3 年 2 月 9 日に返還した。</p> <p>今後の再発防止にあたり、保険加入後は、手続きを行っている本社から保険証書の写しを取り寄せるとともに、県に対しても報告し情報を共有していく。</p>

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団
所 管 課	まなび課
監 査 執 行 年 月 日	令和 2 年 10 月 20 日
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県黒髪少年自然の家関係】</p> <p>( 1 ) 管理委託料を過大に受給しているものがあった。</p> <p>指定管理者は、令和元年度の光熱水費について、冷暖房エアコンを新設したなどを理由に増額して見積り、指定管理委託料を受給しているが、新設したエアコンの利用者を過大に見込んだことによる過大見積が行われていたため、光熱水費の実支出額は見積額を大きく下回っている。</p> <p>この過大見積相当額については、県と協議のうえ当該指定管理に係る新たに発</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>過大見積相当額は令和 3 年 2 月 16 日に返還した。</p> <p>今後、管理委託料の予定額と実績額の乖離が生じた場合は、速やかに県に協議を行うよう徹底する。</p>

<p>生じた業務に充当するか又は指定管理委託料を減額すべきところ、いずれも行われていなかったため、指定管理委託料の過大受給が発生している。</p> <p>(参考) 令和元年度光熱水費の見積額 9,018,660 円 " 実支出額 3,573,425 円</p>	
--	--

【所管課に対するもの】

所 管 課	有明海再生・自然環境課
監 査 対 象 団 体	株式会社 VILLAGE INC
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県波戸岬海浜公園関係】</p> <p>( 1 ) 管理委託料を過大に交付しているものがあつた。</p> <p>管理運営に関する年度事業計画書において、指定管理者が管理運営業務として損害賠償保険に加入するとされていたが、保険に加入されていなかった。</p> <p>管理運営業務の一部が履行されていないにもかかわらず、その不履行部分に相当する金額を管理委託料から減額することなく、委託料が全額支払われていた。</p> <p>(平成 31 年度佐賀県波戸岬海浜公園事業計画書)</p> <p>管理運営に関する収支計画</p> <p>・ 損害保険料 265 千円</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>過大支払いとなっていた委託料 265 千円の返還を求め、令和 3 年 2 月 9 日に返還された。</p> <p>今後の適正な執行について、文書により通知を行った。</p> <p>今後は、損害賠償保険の加入状況について、保険証書の写し等により確認し、再発防止に努める。</p>

所 管 課	まなび課
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県黒髪少年自然の家関係】</p> <p>( 1 ) 管理委託料を過大に交付しているものがあつた。</p> <p>指定管理に係る光熱水費について指定管理者により過大に見積られた金額に基づき指定管理委託料を支給したため、実支出額が見積額を大きく下回っている。</p> <p>この過大見積相当額については、指定管理者と協議のうえ当該指定管理に係る新たに発生した業務に充当するか又は指定管理委託料を減額すべきところ、いずれも行われていなかったため、指定管理委託料の過大支給が発生している。</p> <p>(参考) 令和元年度光熱水費の見積額 9,018,660 円</p> <p>” 実支出額 3,573,425 円</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>過大見積相当額は令和 3 年 2 月 16 日に返還された。</p> <p>今後は、随時実績を把握することと、過大見積相当額が生じた場合、県との協議を滞りなく行うよう指導を行った。</p>

2 その他指摘事項・検討事項に係る措置事項

2 - 1 各団体に対するもの

【補助金等交付団体】

監 査 対 象 団 体	西川登地区社会福祉協議会
所 管 課	さが創生推進課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年7月1日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【さが未来アシスト事業費補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、自家用有償旅客運送事業について、武雄市から補助金を受けることとしているにもかかわらず、対象経費を重複して、県にも補助金の交付申請を行っていた。また、協議会が支出していない経費を補助対象経費に含めていた。</p> <p style="text-align: center;">(正)                      (誤)</p> <p>補助対象経費 9,414,500円    9,462,422円</p> <p style="text-align: center;">(差額)</p> <p style="text-align: center;">47,922円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>補助対象経費を改めて精査し、令和2年12月4日付けで補助事業実績報告書の再提出を行った。</p> <p>今後は、交付要綱等を再度確認し、同様の誤りが生じないように留意し、十分に補助対象経費を精査したうえで、交付申請書及び実績報告書の提出を行う。</p>

監 査 対 象 団 体	唐津曳山取締会
所 管 課	文化課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年6月19日
<p>(監査の結果)</p> <p><b>【佐賀県文化財保存事業補助金関係】</b></p> <p>(1) 補助事業に係る契約事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>佐賀県ローカル発注促進要領で規定する、県外企業へ入札書の提出を依頼する場合の理由書、及び県外企業と契約を締結する場合の理由書を提出していなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>佐賀県ローカル発注促進要領に則り、唐津曳山取締会においては、要領の周知・徹底を図るとともに、補助事業における事前の確認を行った上、県外企業へ入札書を提出する場合及び県外企業と契約する際には、理由書の適切な提出を行うものとする。</p>

監 査 対 象 団 体	一般財団法人佐賀県老人クラブ連合会
所 管 課	長寿社会課
監 査 執 行 年 月 日	令和 2 年 7 月 29 日
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県老人クラブ活動推進員設置費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費の算定を誤っていた。</p> <p style="text-align: center;">( 正 )                      ( 誤 )</p> <p>補助対象経費 9,043,379 円    9,051,919 円</p> <p style="text-align: center;">( 差 額 )</p> <p style="text-align: center;">8,540 円</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>平成 31 ( 2019 ) 年度佐賀県老人クラブ活動推進員設置費補助事業について、令和 2 年 11 月 26 日付で指摘事項の旅費に対する修正の実績報告書を提出した。</p> <p>なお、職員給の日割り計算 ( 差額 4,295 円 ) を併せて修正し、補助対象経費を 9,047,674 円で提出した。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人守屋福祉会
所 管 課	長寿社会課
監 査 執 行 年 月 日	令和 2 年 7 月 7 日
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>補助対象経費に補助対象外経費である光熱費の一部が含まれており、過大に補助金を受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 56,000 円</p> <p style="text-align: center;">( 正 )                      ( 誤 )</p> <p>補助対象経費 17,630,544 円    17,686,415 円</p> <p>補助金額 14,931,000 円    14,987,000 円</p> <p style="text-align: center;">( 差 額 )</p> <p style="text-align: center;">55,871 円</p> <p style="text-align: center;">56,000 円</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>令和 3 年 2 月 22 日付、事務費補助金実績報告書を提出した。</p> <p>今後、再発防止にあたり、適正に会計処理をするよう共通費の按分について再点検を行い補助対象経費の算定が合理的なものとなるよう改善した。</p>

監 査 対 象 団 体	一般社団法人鹿島藤津地区医師会
所 管 課	医務課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年8月18日
<p>( 監査の結果 )</p> <p><b>【佐賀県看護師等養成所運営費補助金関係】</b></p> <p>( 1 ) 補助事業に係る物品の管理に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金の交付の条件として整備保管することとされている財産管理台帳が整備されていなかった。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>様式第6号財産管理台帳を作成した。</p> <p>今後の再発防止策として備品台帳1頁目に、30万円以上の備品は財産管理台帳に記載する旨の注意事項を記載した。台帳への記載、年度末決算時期に再度備品台帳の確認を徹底する。</p>

監 査 対 象 団 体	学校法人東与賀幼稚園
所 管 課	こども未来課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年8月18日
<p>( 監査の結果 )</p> <p><b>【佐賀県私立幼稚園運営費補助金関係】</b></p> <p>( 1 ) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、決算額で行わなければならない実績報告を、予算額で行っていた。</p> <p>また、補助対象経費と認められない補助活動費、交際費等が含まれていた。</p> <p>( 正 ) ( 誤 )</p> <p>補助対象経費 52,175,000 円 60,530,000 円</p> <p>( 差額 )</p> <p>8,355,000 円</p> <p><b>【佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金関係】</b></p> <p>( 2 ) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費の算定を一部誤っていた。</p> <p>( 正 ) ( 誤 )</p> <p>補助対象経費 4,060,979 円 4,063,443 円</p> <p>( 差額 )</p> <p>2,464 円</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>実績報告は決算額で行うようにする。</p> <p>補助対象経費と認められない補助活動費、交際費等は含まないようにする。</p> <p>補助対象経費の算定を適切に行うようにする。</p>

監 査 対 象 団 体	佐賀県商工会連合会
所 管 課	産業政策課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年7月7日
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助事業の内容の変更を行っているにもかかわらず、変更承認手続きを行っていなかった。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>今後は、補助事業の内容の変更がある場合は、変更承認申請書を提出し、承認を受けることとする。</p>

監 査 対 象 団 体	職業訓練法人唐津高等職業訓練運営会
所 管 課	産業人材課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年7月13日
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県認定職業訓練運営費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費に補助対象外の造園科に係る経費が含まれていた。</p> <p>( 正 ) ( 誤 )</p> <p>補助対象経費 5,626,090 円 5,724,409 円</p> <p>( 差額 )</p> <p>98,319 円</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>指摘内容の担当者周知を図り、補助対象外の造園科に係る経費を速やかに補助対象外経費に計上した。</p> <p>今後は補助対象外訓練に係る経費は適切な按分を行うなど、経費の算定を正確に行うことを再確認した。</p>

監 査 対 象 団 体	伊万里有田地区有害鳥獣対策協議会
所 管 課	生産者支援課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年7月13日
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあった。</p> <p>狩猟者団体への委託経費として補助対象外の経費を含めて実績報告を行い、過大に補助金を受領していた。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>過大に受領した補助金については、令和3年3月10日に返還した。</p> <p>今後、補助事業に係る対象経費の算定にあたっては、補助対象外経費を含まないよう適正な実績確認を行い、再発防止に努める。</p>

<p>(有害鳥獣捕獲委託事業)</p> <p>過大補助金受領額 9,500 円</p> <p style="padding-left: 40px;">(正)                      (誤)</p> <p>補助対象経費 3,713,000 円 3,843,631 円</p> <p>補助金額 1,856,500 円 1,866,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">(差額)</p> <p style="padding-left: 40px;">130,631 円</p> <p style="padding-left: 40px;">9,500 円</p>	
---	--

監 査 対 象 団 体	JA さが杵藤エリア果樹産地協議会
所 管 課	園芸課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年6月2日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県産地パワーアップ事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る契約事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱では、取組主体は、補助事業を行うため、請負その他の契約をしようとする場合は、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、指名停止に関する申立書の提出を求め、その提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないとしているが、指名停止に関する申立書の提出を求めないまま、競争入札等に参加させ契約決定しているものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>取組主体に対し、指名停止に関する申立書の提出について指導を行った。今後、このようなことがないように確認を徹底する。</p> <p>なお、令和2年度に実施した当事業については、指名停止に関する申立書の提出がなされていることを確認しており、改善が図られている。</p>

監 査 対 象 団 体	佐城果樹産地構造改革協議会
所 管 課	園芸課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年6月5日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県産地パワーアップ事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る契約事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱では、取組主体は、補助事業を行うため、請負その他の契約をしようとする場合は、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、指名停止に関する申立書の提出を求め、</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>取組主体に対し、指名停止に関する申立書の提出について指導を行った。今後、このようなことがないように確認を徹底する。</p> <p>なお、令和2年度に実施した当事業については、指名停止に関する申立書の提出がなされていることを確認しており、改善が図られている。</p>

その提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないとしているが、指名停止に関する申立書の提出を求めないまま、競争入札等に参加させ契約決定しているものがあった。	
--	--

監 査 対 象 団 体	佐賀市土地改良区
所 管 課	農地整備課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年8月27日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業の実施に関し、適正でないものがあった。</p> <p>腐食した農業用水の水管を防食のため溶融亜鉛メッキした水管に交換していたが、工事完了時点で交換した水管の一部に錆が発生していた。</p> <p>また、溶融亜鉛メッキの品質管理について仕様書に定める品質管理が行われていなかった。</p> <p>施工管理、品質管理及び検査を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>水管橋備え付け後、検査をする際には細心の注意を払い2名で検査を行うように徹底していく。</p> <p>また、溶融亜鉛メッキの仕様書に定める品質管理について、2種 HDZ55 のメッキ使用の際は、打合せ簿等にて明確にし、水管橋工場検査の際に、溶融亜鉛メッキ磁力式厚さ試験の個所数を5点以上と測定位置を示す資料を提出してもらおう。今後は、確認検査等を徹底する。</p>

監 査 対 象 団 体	まつら森林組合
所 管 課	林業課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年8月7日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県造林事業補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助金の算定に用いる標準単価に加算することのできる現場労働者の社会保険等の加入状況に誤りがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>森林組合内において、今回の件を職員に周知することで注意喚起を行った。</p> <p>今後の再発防止にあたり、現場労働者の社会保険等加入状況の確認を徹底していく。</p>

監 査 対 象 団 体	佐賀県高等学校体育連盟
所 管 課	保健体育課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年7月30日
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【九州高等学校体育大会開催事業費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助員に対する謝金の支払で、領収を確認できる書類がなかった。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>今後、補助員に対する謝金の支払いにあたっては、領収書を徴することとし、領収書を徴することができない場合は、支払証明書を作成し、証拠書類の整備を徹底していく。</p>

監 査 対 象 団 体	学校法人前田文化学園
所 管 課	法務私学課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年10月14日
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【平成30年度佐賀県私立学校施設整備費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助事業者と補助事業者以外の者が共用する箇所について、使用状況に応じた案分を行わず補助対象経費を算出していた。</p> <p>( 正 ) ( 誤 )</p> <p>補助対象経費 71,919,663 円 72,066,707 円</p> <p>( 差額 )</p> <p>147,044 円</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>今回指摘を受けた内容について令和3年2月15日に実施した理事会にて報告した。</p> <p>今後、補助事業に係る県への報告等を行う際は内容を精査し、再発防止に努める。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人聖母の騎士会
所 管 課	長寿社会課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年6月11日
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【平成28・29・30年度佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 補助事業に係る契約事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>工事の入札に際し、契約に影響はなかったものの最低制限比較価格の算定を誤っていた。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>令和2年11月24日に関係職員を参集して勉強会を実施し、「補助事業を行うために締結する契約等の取り扱いについて」の内容確認を行い、補助事業の執行に当たって同様の誤りが発生しないよう周知徹底を図った。</p>

<p>(正) (誤)</p> <p>最低制限比較価格 564,300,000円 580,000,000円</p>	
--	--

監 査 対 象 団 体	有限会社ガハハハウス
所 管 課	障害福祉課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年6月11日
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成30年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費に補助対象外経費の各種申請手続費が含まれていた。</p> <p style="text-align: center;">(正) (誤)</p> <p>補助対象経費 20,215,476円 20,539,476円</p> <p style="text-align: center;">(差額)</p> <p style="text-align: center;">324,000円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>補助対象経費の過大分(補助金額には影響なし)について内容を修正した実績報告書を再提出した。</p> <p>今後、補助事業に係る要綱等を熟読し、適切な事務処理を徹底する。</p>

監 査 対 象 団 体	株式会社愛まんてん
所 管 課	障害福祉課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年6月17日
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成30年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助事業の内容の変更を行っているにもかかわらず、変更承認手続きを行っていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>実績報告書など必要な書類を再提出した。</p> <p>今後は、補助事業に係る要綱等を熟読し、適切な事務処理を徹底する。</p>

監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人空家・空地活用サポート SAGA
所 管 課	県民協働課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年9月9日
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀 CSO さいこう事業 (モデル型) 事業費 補助金関係】</p> <p>( 1 ) 補助事業に係る県への報告等に関し、 適正でないものがあった。 補助金額に影響はないものの、補助事 業の従事時間を誤り補助対象経費が過大 になっていた。</p> <p style="text-align: center;">( 正 )                      ( 誤 )</p> <p>補助対象経費    1,666,813 円    1,670,563 円</p> <p style="text-align: center;">( 差 額 )</p> <p style="text-align: center;">3,750 円</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p style="text-align: center;">再発防止のために、出勤簿に担当及び事 務局長の確認欄を設け、勤務時間のダブル チェックを行うこととした。</p>

監 査 対 象 団 体	さが維新まつり実行委員会
所 管 課	文化課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年10月2日
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【さが維新まつり実行委員会負担金関係】</p> <p>( 1 ) 負担事業の実施に関し、適正でないも のがあった。 企業等から協賛金を得て実施する協賛 広告制作等事業について、実行委員会予 算から切り離して実施するにあたり、委 員全員の同意を得るより前に、委託契約 を締結していた。</p> <p>( 2 ) 負担事業に係る物品の管理に関し、適 正でないものがあった。 実行委員会会計処理規程に備品の管理 等に関する規定がなく、備品台帳等によ る物品管理がなされていなかった。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p style="text-align: center;">今後は同様の事態が発生しないように、 事業計画の変更が想定される場合には早急 に実行委員会を実施し、その都度委員会の 議決を得る。</p> <p style="text-align: center;">さが維新まつり実行委員会会計処理規程 に令和3年2月10日付で物品管理に関する 規定を追加した。(第21条から第23条) 今後は上記規程に基づき適正に備品管理 を行う。</p>

監 査 対 象 団 体	アート県庁プロジェクト実行委員会
所 管 課	観光課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年6月15日
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【アート県庁プロジェクト実行委員会負担金関係】</p> <p>( 1 ) 負担金事務に関し、適正でないものがあつた。</p> <p>アート県庁プロジェクト実行委員会は上映会場の使用に伴い光熱水費を負担していた。</p> <p>会場の一部で業者に物品販売を行わせ、その収入は全て業者に帰属していたが、会場使用に伴う応分の負担をさせていなかった。</p> <p>応分の負担額 15,367 円</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>アート県庁プロジェクト上映会場で物品販売を行った業者から令和3年2月26日に光熱水費として負担額を徴収し精算した。</p> <p>なお、令和2年度については、物品販売は行っていない。</p>

監 査 対 象 団 体	第43回全国高等学校総合文化祭佐賀県実行委員会
所 管 課	学校教育課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年6月25日
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【第43回全国高等学校総合文化祭佐賀県実行委員会負担金関係】</p> <p>( 1 ) 負担事業の実施に関し、適正でないものがあつた。</p> <p>支出事務に関し適正でないものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部門会計責任者が専決の範囲を超えて専決しているものがあつた。</li> <li>・立替払できる上限額を超えて立替払しているものがあつた。</li> <li>・立替払した者に立替払分を支払う際に、領収印を徴していないものがあつた。</li> <li>・支出に際し、部門会計責任者の確認が行われていないものがあつた。</li> </ul>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>団体は解散しているが、今後、同様の事業を行うに当たっては、会計規程に従い、専決の範囲を超えて専決しないなど、支出事務に関して手続きを適正に行っていく。</p> <p>また、仕様の変更を行うときは変更契約を書面で締結するよう、契約事務に関して手続きを適正に行っていく。</p>

<p>総合プログラム等製作業務委託において、当初契約から仕様の変更を行っているにもかかわらず、変更契約を書面で締結していなかった。</p> <p>(2) 負担事業に係る物品の管理に関し、適正でないものがあった。</p> <p>演劇部門舞台業務委託において、文化祭の本番を記録したDVDを制作しているが、財産として管理する必要性を認識していないことから、備品台帳等による物品管理を行っていなかった。</p>	<p>団体は解散しているが、今後、同様の事業を行うに当たっては、会計規程に従い、財産管理する必要があるときは備品台帳等による物品管理をするよう適正に行っていく。</p>
--	--

監 査 対 象 団 体	佐賀県ラグビーフットボール協会
所 管 課	SAGA スポーツピラミッド推進グループ
監 査 執 行 年 月 日	令和2年6月23日
<p>(監査の結果)</p> <p>【SAGA スポーツピラミッド競技伴走育成交付金関係】</p> <p>(1) 交付金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>ウェイトトレーニングコーチへの報償費について、補助対象となるウェイトトレーニング指導の実績が分かる記録等がなく、指導実績を確認できなかった。</p> <p>(2) 交付事業に係る現金の管理に関し、適正でないものがあった。</p> <p>県から交付された交付金を団体の担当理事が自宅に現金で保管していた。また、支払い等に係る帳簿を整備していなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>実績報告時に指導記録等についても報告を行っていく。</p> <p>今年度から、交付金に関して口座での管理、及び帳簿の作成を行った。協会内の他の事業担当者に対しても、口座管理及び帳簿整備を徹底するよう周知した。</p>

【公の施設の指定管理者】

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団
所 管 課	まなび課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年10月20日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県黒髪少年自然の家関係】</p> <p>(1)管理運営業務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>県に許可を得ることなく自動販売機を設置していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>県と協議を行い、自動販売機の設置について業務委託仕様書の変更を行ってもらった。</p> <p>今後は仕様書に沿った適正な事務を執行する。</p>

監 査 対 象 団 体	小城市
所 管 課	港湾課
監 査 執 行 年 月 日	令和2年7月17日
<p>(監査の結果)</p> <p>【住ノ江港緑地関係】</p> <p>(1)管理運営業務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>指定管理者指定申請書で実施するとしていた、地域と連携した美化活動及び職員の接遇向上のための研修会等への参加について、平成30年4月の指定管理者の指定以降これまで実施していなかった。</p> <p>また、年度協定書の業務仕様書で定める、開場時間帯及び閉場時の保守警備業務を実施していなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>令和2年度は、地域と連携した美化活動及び職員の接遇向上のための研修会への参加を実施した。</p> <p>また、開場時間帯及び閉場時間の保守警備業務について、令和2年度は職員で点検を実施し、記録簿をつけている。</p>

2 - 2 各所管課・関係課に対するもの

【補助金等交付団体関係】

所 管 課	法務私学課												
監 査 対 象 団 体	学校法人佐賀龍谷学園												
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>一般会計の補助活動収入 10,893,153 円を控除すべきところ、特別会計の補助活動収入 27,834,000 円を控除していたことから、補助対象経費が過少となっていた。</p> <p>令和元年度の補助対象経費の額に基づき令和2年度における補助金額が算定されるため、実績報告の審査を適正に行われたい。</p> <p>(高等学校)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">(正)</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">(誤)</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td style="text-align: right;">565,384 千円</td> <td style="text-align: right;">548,443 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(差額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">16,941 千円</td> </tr> </table>		(正)	(誤)	補助対象経費	565,384 千円	548,443 千円		(差額)			16,941 千円		<p>(措置の内容)</p> <p>補助活動にかかる控除額の算定については、法人に対して説明を行い、今後の事務の適正化を図った。</p> <p>過小に算定した補助対象経費については、交付要綱に基づき改め、令和2年度補助金で調整を行う。</p> <p>実績報告書の審査については、補助対象経費を精査し、適正な事務処理を行っていく。</p>
	(正)	(誤)											
補助対象経費	565,384 千円	548,443 千円											
	(差額)												
	16,941 千円												

所 管 課	法務私学課												
監 査 対 象 団 体	学校法人前田文化学園												
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成30年度佐賀県私立学校施設整備費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費の一部を誤って記載した実績報告書を受理し、補助金の額の確定を行っていた。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">(正)</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">(誤)</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td style="text-align: right;">71,919,663 円</td> <td style="text-align: right;">72,066,707 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(差額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">147,044 円</td> </tr> </table>		(正)	(誤)	補助対象経費	71,919,663 円	72,066,707 円		(差額)			147,044 円		<p>(措置の内容)</p> <p>補助対象経費の誤りについては、法人に対し説明を行い、今後の事務の適正化を図った。</p> <p>実績報告書の審査については、補助対象経費を精査し、適正な事務処理を行っていく。</p>
	(正)	(誤)											
補助対象経費	71,919,663 円	72,066,707 円											
	(差額)												
	147,044 円												

所 管 課	さが創生推進課
監 査 対 象 団 体	西川登地区社会福祉協議会
<p>( 監査の結果 )</p> <p><b>【さが未来アシスト事業費補助金関係】</b></p> <p>( 1 ) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、武雄市の補助事業と重複した対象経費や協議会が支出していない経費を記載した実績報告書を受領し、補助金の額の確定を行っていた。</p> <p style="text-align: center;">( 正 )                      ( 誤 )</p> <p>補助対象経費    9,414,500 円    9,462,422 円</p> <p style="text-align: center;">( 差 額 )</p> <p style="text-align: center;">47,922 円</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>今後は、実績報告書の審査時において、書面の精査に加え、補助対象外経費が含まれていないかどうか等同様の誤りがないかについて直接聞き取りを行うなど審査を徹底していく。</p>

所 管 課	SAGA スポーツピラミッド推進グループ
監 査 対 象 団 体	佐賀県ラグビーフットボール協会
<p>( 監査の結果 )</p> <p><b>【SAGA スポーツピラミッド競技伴走育成交付金関係】</b></p> <p>( 1 ) 交付事業に関し、団体への指導で不適切なものがあった。</p> <p>県から交付された交付金を団体の担当理事が自宅に現金で保管し、また、支払い等に係る帳簿が整備されていなかった。</p> <p>このことは、対象経費の重複など重大な誤りや盗難などの事故に繋がりがねないことから、団体に対し、現金の管理方法や帳簿の作成に関して実地調査を行うなど指導・監督を徹底されたい。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>佐賀県ラグビーフットボール協会に出向き、帳簿の作成に関して実施調査及び指導を行った。</p> <p>また、その他の交付競技団体に対しても、交付金の管理状況に関する調査を行い、管理状況が十分でない競技団体には指導を行った。</p> <p>今後は、各競技団体が加盟する佐賀県スポーツ協会と連携し競技団体の指導等を行っていく。</p>

所 管 課	観光課
監 査 対 象 団 体	アート県庁プロジェクト実行委員会
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【アート県庁プロジェクト実行委員会負担金関係】</p> <p>( 1 ) 負担事業に係る会計事務で検討を要するものがあった。</p> <p>実行委員会の運営費については、県の負担金が 48,000,000 円、県以外の負担金が 2,000,000 円と大部分は県からの負担金で賄われている。</p> <p>しかし、実行委員会の会計事務で、委員会を構成する民間企業と契約書を作成せず広報を行っているものや、当該企業の関連会社との随意契約の理由が文書で整理されていないもの、見積金額の内訳の記載が不十分で金額の妥当性を検証することが難しいものなどが見受けられた。</p> <p>会計処理の公正性及び透明性の確保のため、実行委員会の会計規程に所要の規定を設けることを検討されたい。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>令和 2 年度は事務局規定を変更し、会計規定が整備されている民間企業が事務局を担うこととなっている。</p> <p>なお、会計処理の公正性及び透明性をより確保するため、所要の規定が明記された会計規定を準用することとしている。</p>

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	一般財団法人佐賀県老人クラブ連合会
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県老人クラブ活動推進員設置費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費を誤って記載した実績報告書を受理していた。</p> <p style="text-align: center;">( 正 )                      ( 誤 )</p> <p>補助対象経費    9,043,379 円    9,051,919 円</p> <p style="text-align: center;">( 差額 )</p> <p style="text-align: center;">8,540 円</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>平成 31 ( 2019 ) 年度佐賀県老人クラブ活動推進員設置費補助金実績報告書について、修正した報告書を提出させ、厚生労働省へ報告した。</p> <p>実績報告書の記載誤りがないか、積算のための資料を添付させ、申請額の審査を行うとともに、実地検査で事業実績についてしっかりと確認を行うよう努める。</p> <p>団体に対しては、実績報告書の記載誤りや補助対象経費の算定誤りがないよう、要綱に則り、提出内容の確認を徹底するよう指導した。</p>

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人守屋福祉会
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付しているものがあつた。</p> <p>ケアハウス内にある特別養護老人ホームの入居者や地域の住民との交流を行う「地域交流センター」の光熱費について、他施設の利用者に係る分が含まれているかどうかを確認せず、補助金の額の確定を行い、過大に補助金を交付していた。</p> <p>過大補助金交付額 56,000 円</p> <p>( 正 ) ( 誤 )</p> <p>補助対象経費 17,630,544 円 17,686,415 円</p> <p>補助金額 14,931,000 円 14,987,000 円</p> <p>( 差額 )</p> <p>55,871 円</p> <p>56,000 円</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>実績報告書の修正を提出させ、補助金の額の再確定を行った。</p> <p>また、過大交付となった補助金については、令和3年3月までに返還させた。</p> <p>今後は、実績報告時の審査において補助対象外経費が含まれていないかどうか審査を徹底する。</p> <p>団体に対しては、共通費の按分を合理的に行うなど補助対象経費を適正に算定するよう指導した。</p>

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	有限会社ガハハハウス、株式会社愛まんてん
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【平成30年度佐賀県障害福祉施設整備費補助金 有限会社ガハハハウス関係】</p> <p>( 1 ) 補助金事務に関し、適正でないものがあつた。</p> <p>補助金の支払時期を補助事業者との協議により事前に調整していたが、事務処理の遅滞により、支払が遅延していた。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費の一部を誤って記載した実績報告書を受理していた。</p> <p>( 正 ) ( 誤 )</p> <p>補助対象経費 20,215,476 円 20,539,476 円</p> <p>( 差額 )</p> <p>324,000 円</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>実績報告書を再提出し、九州厚生局での補助金額の確定手続きを行っている。</p> <p>今後は、組織としてのチェック体制を強化し、適正な事務執行に努める。</p>

<p>【平成 30 年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金 株式会社愛まんてん関係】</p> <p>( 2 ) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>実績報告の審査に当たっては、詳しい工事内訳書が必要であるが、その提出を求めていなかった。</p> <p>実績報告書の添付書類で登記事項証明書が不足していたが、追加提出させていなかった。</p>	<p>実績報告書に必要な添付書類を追加で徴収した。</p> <p>実績報告書を再提出し、九州厚生局での補助金額の確定手続きを行っている。</p> <p>今後は、組織としてのチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>
---	---

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 団 体	学校法人東与賀幼稚園
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県私立幼稚園運営費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、決算により作成された実績報告に基づき行う必要がある額の確定を、最終予算で作成された実績報告で行っていた。</p> <p>また、補助対象経費と認められない補助活動費、交際費等が含まれていた。</p> <p>( 正 ) ( 誤 )</p> <p>補助対象経費 52,175,000 円 60,530,000 円</p> <p>( 差額 )</p> <p>8,355,000 円</p> <p>【佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助金関係】</p> <p>( 2 ) 補助金交付要綱で検討を要するものがあった。</p> <p>特別支援教育費の補助対象経費の中に運営費補助金では補助対象経費と認められない補助活動費、交際費等の一部が含まれていた。</p> <p>特別支援教育費補助金に係る教育管理経費の算定にあたっては、運営費と同様に園の運営に直接必要な経費を基に算定を行うことを検討されたい。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>額の確定は、決算により作成された実績報告に基づき行う。</p> <p>補助事業に係る対象経費の算定にあたっては、補助対象外経費を除いて適切に算定する。</p> <p>特別支援教育費補助金に係る教育管理経費の算定にあたっては、運営費と同様に園の運営に直接必要な経費を基に算定を行う。</p>

所 管 課	こども家庭課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人佐賀清光園
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県令和元年 8 月の前線に伴う大雨に係る児童福祉施設災害復旧費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>団体から県への交付申請を受けた後に県から国へ交付申請すべきところを、国への交付申請後に県の交付要綱を制定し団体から交付申請書を提出させていた。</p> <p>補助金額の算定は、対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額と基準額とを比較して行うが、交付申請等の様式に補助金額の算定に必要な内訳書が定められていなかった。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>災害復旧事業費補助金の通年要綱を作成する予定である。</p> <p>団体から県への交付申請を受けた後に国へ交付申請するよう、今後注意する。</p> <p>県の要綱に内訳書の様式を定める。</p>

所 管 課	産業政策課
監 査 対 象 団 体	佐賀県商工会連合会
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助対象職員の変更（退職又は任命）等の届けにより、補助事業の内容の変更となる補助対象職員の設置延月数の変更があることを確認できるにもかかわらず、変更承認手続きを行わせていなかった。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>補助事業の内容の変更がある場合は、変更承認申請の手続きをとるよう指導を行った。</p> <p>また、補助対象職員の設置延月数については、他の申請・届出等で把握することが可能であるため、要綱の改正も検討する。</p>

所 管 課	産業人材課
監 査 対 象 団 体	職業訓練法人唐津高等職業訓練運営会
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県認定職業訓練運営費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費の一部を誤って記載した実績報告書を受領し、補助金の額の確定を行っていた。</p> <p>( 正 ) ( 誤 )</p> <p>補助対象経費 5,626,090 円 5,724,409 円</p> <p>( 差額 )</p> <p>98,319 円</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>令和3年2月15日付で当該団体を含む補助事業者に対して、補助対象経費の算定を適切に行うよう通知し、事務の適正化を図った。</p> <p>今後は、実績報告書の審査において、補助対象外経費が含まれていないか、確認を徹底する。</p>

所 管 課	流通・貿易課
監 査 対 象 団 体	アリタポーセリンラボ株式会社
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【さが伝統産業等創造支援事業費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>当初計画では予定していなかった事業を実施するにあたり、補助事業の内容の変更であるにもかかわらず、事業実施前の書面による変更承認手続きを行わせていなかった。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>今後は、補助事業の内容に変更が生じた場合、事業実施前の書面による変更承認手続きを行わせることとする。</p>

所 管 課	生産者支援課
監 査 対 象 団 体	伊万里有田地区有害鳥獣対策協議会
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金関係】</p> <p>( 1 ) 実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付しているものがあった。</p> <p>狩猟者団体への委託経費として補助対象外の経費を含めていたが、これを精査せず過大に補助金を交付していた。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>過大に交付を行った額については、補助金を返還させるとともに、団体に対し事務の適正化について指導を行った。</p> <p>今後は、補助対象外経費を含まないよう実績報告書の審査を徹底する。</p>

<p>( 有害鳥獣捕獲委託事業 )</p> <p>過大補助金交付額 9,500 円</p> <p style="padding-left: 40px;">( 正 )                      ( 誤 )</p> <p>補助対象経費 3,713,000 円 3,843,631 円</p> <p>補助金額 1,856,500 円 1,866,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">( 差額 )</p> <p style="padding-left: 40px;">130,631 円</p> <p style="padding-left: 40px;">9,500 円</p>	
---	--

所 管 課	林業課
監 査 対 象 団 体	まつら森林組合
<p>( 監査の結果 )</p> <p><b>【佐賀県造林事業補助金関係】</b></p> <p>( 1 ) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p style="padding-left: 20px;">補助金額に影響はないものの、補助金の算定に用いる標準単価に加算することのできる現場労働者の社会保険等の加入状況に誤りのある交付申請書を受理し、額の確定を行っていた。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p style="padding-left: 20px;">補助金交付申請を行う事業体及び検査を行う農林事務所に対し、今回の指摘内容を周知し、現場労働者の社会保険等加入状況の確認を徹底するよう通知した。</p>

所 管 課	水産課
監 査 対 象 団 体	佐賀県漁業就業者支援協議会
<p>( 監査の結果 )</p> <p><b>【佐賀県新規漁業就業者支援事業費補助金関係】</b></p> <p>( 1 ) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p style="padding-left: 20px;">当協議会が漁具等を購入する費用を新規就業者に補助し、新規就業者が財産を取得しているが、補助金交付要綱に財産処分の制限や間接補助事業者へ補助する場合の条件を規定していなかった。</p> <p>( 2 ) 補助金交付要綱で検討を要するものがあった。</p> <p style="padding-left: 20px;">漁業体験者に支払う賃金や受入漁家に支払う報償費の単価について補助金交付要綱や事業実施要領等に定めがないため、補助金交付要綱等の見直しを検討されたい。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p style="padding-left: 20px;">令和 3 年 2 月 10 日付けで補助金交付要綱の改正を行い、財産処分の制限や間接補助事業者へ補助する場合の条件を規定した。</p> <p style="padding-left: 20px;">令和 3 年 2 月 10 日付けで事業実施要領の改正を行い、漁業体験者に支払う賃金や受入漁家に支払う報償費の単価を規定した。</p>

【公の施設の指定管理者関係】

所 管 課	まなび課
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【佐賀県黒髪少年自然の家関係】</p> <p>( 1 ) 管理運営業務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>県に許可を得ることなく自動販売機を設置させていた。</p> <p>土地の所有者である武雄市と協議し、県が自動販売機を設置すべきだった。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>自動販売機の設置について、土地の所有者である武雄市と協議を行い、設置の了解を得た。</p> <p>なお、自動販売機については、原則県において設置することになるが、入札が不調の場合は、指定管理者に設置許可を行うこととし、業務委託仕様書の変更を行った。</p>

所 管 課	港湾課
監 査 対 象 団 体	小城市
<p>( 監査の結果 )</p> <p>【住ノ江港緑地関係】</p> <p>( 1 ) 管理運営業務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>指定管理者指定申請書で実施するとしていた事業の一部が、平成 30 年 4 月の指定管理者の指定以降これまで実施されておらず、また、年度協定書の業務仕様書で定める保守警備業務が実施されていないことについて、確認していなかった。</p>	<p>( 措置の内容 )</p> <p>令和 2 年度は、地域と連携した美化活動及び職員の接遇向上のための研修会への参加を実施された。</p> <p>また、開場時間帯及び閉場時間の保守警備業務について、令和 2 年度は職員で点検を実施し、記録簿をつけられている。</p> <p>令和 2 年度より、毎年度実施している実地調査において、チェックリストを作成し、指定管理者指定申請書、年度協定書等で実施することとされている指定管理業務について、確実に実施されているか確認している。</p>